

福 岡 県 知 事 殿
(環境部廃棄物対策課)

福岡県個人情報保護審議会
会 長 小 林 登

個人情報の提供の制限に関する例外について (答申)

令和 2 年 3 月 1 6 日 1 廃第 9 9 3 号により諮問のあった、平成 4 年 9 月 1 4 日付け
答申 (福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号。以下「条例」とい
う。)) 第 5 条第 2 項第 6 号関係 (2) 単独事務 1 0) 及び平成 5 年 4 月 2 0 日付け答
申 (条例第 5 条第 2 項第 6 号関係 (2) 単独事務 1 3) の内容を下記のとおり改正す
ることについては、適当なものと認めます。

記

1 改正内容について

(1) 平成 4 年 9 月 1 4 日付け答申 (条例第 5 条第 2 項第 6 号関係 (2) 単独事務 1 0)

	事務の名称	所管課室所名	個人の 類型	目的外提供の概要	提供先
改正前	浄化槽設置の 届出事務	各保健所	設置者	浄化槽協会の照会に 応じて個人情報を提 供している。	浄化槽協会
改正後	同上	各保健福祉環 境事務所	浄化槽管 理者	指定検査機関の照会 に応じて個人情報を 提供している。	指定検査機関

(2) 平成 5 年 4 月 2 0 日付け答申 (条例第 5 条第 2 項第 6 号関係 (2) 単独事務 1 3)

	事務の名称	所管課室所名	個人の 類型	目的外提供の概要	提供先
改正前	浄化槽関係事 務	各保健所	設置者	保守点検登録業者及 び清掃許可業者の照 会に応じて浄化槽設 置者の個人情報を提 供すること。	保守点検登録 業者及び清掃 許可業者
改正後	同上	各保健福祉環 境事務所	浄化槽管 理者	保守点検登録業者及 び清掃許可業者の照 会に応じて浄化槽管 理者の個人情報を提 供すること。	同上

2 提供開始日

令和 2 年 4 月 1 日